

第3回 双葉町津波被災地域復興小委員会 議事録

- 日 時 : 平成26年10月10日(金) 午後1時00分～3時00分
- 場 所 : 双葉町いわき事務所 2階大会議室
- 出席者 : 双葉町津波被災地域復興小委員会委員
事務局(双葉町復興推進課)

(参照: 第3回 双葉町津波被災地域復興小委員会座席表)

1. 開会

【事務局 細澤 界】

時間になりましたので、第3回の双葉町津波被災地域復興小委員会を進めて行きたいと思いません。これから、進めさせていただきますが、私復興推進課の細澤でございます。会議に先立ちまして資料の確認のお願いしたいと思います。まず、お手元の資料といたしまして本日の委員会の次第、続きまして、資料が1から3まで、その他に参考資料として今年の会議の議事概要を準備しておりますのでご確認の程よろしくお願いたします。なお、町側の出席者は町長以下、お手元の座席表のとおりとなっております。本日更に関係機関との連携を図る為、国の環境省及び福島県の方にご陪席をいただいております。こちらの方から、事務連絡ですけれども、今回の会に先立ちまして事務局の後方に、町の方として今回の事業展開にあたりまして、委託業者という形で頼んでおる業者がおりますので、そちら業者の方が同席しておりますことをご了解願いたいと思います。なお、お手元の資料に次回の会議の文書の方を同封させていただきましたのでご確認の程よろしくお願いたします。それでは、委員会に先立ちまして町長から一言ご挨拶申し上げたいと思います。

【伊澤 史朗 町長】

皆さんこんにちは。第3回双葉町津波被災地域復興小委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は委員の皆様方には大変お忙しい中、第3回目の双葉町津波被災地域復興小委員会にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。東日本大震災および東京電力の原子力事故から、明日で、3年7ヶ月となります。両竹及び、浜野行政区は昨年5月に区域の再編に伴い、避難指示解除準備区域とされ、立ち入りが自由となったものの町全体の、帰還・復興の見通しが立たない中で住民の皆さんは、先の見えない現状に大きな不安があるものと推測しております。この津波被災地域復興小委員会は双葉町全体の復興に先んじて両竹及び、浜野地区のあるべき復旧・復興のあり方について議論する場として設置されました。昨年は、2回に亘り、津波シミュレーションや土地利用の考え方などをご議論いただいたところですが、その際、原子力損害賠償の動きと町全体の復興の議論と、議論を見据えて結論を出すこととされ、審議を一時中断することとされたところでもあります。その後、小委員会を招集する機会がなく、委員の皆様には大変ご心配をおかけして恐縮でありましたが、原子力損害賠償については、昨年末の中間指針第四次追補において、両竹・浜野地区についても精神的損害や住居確保損害は町内の他の地区と同一の取り扱いとされたこと、また、町全体の復興まちづくり長期ビジョンについて大きな方向性が見えてきたことを踏まえ、長林委員長と相談の上、今回改めて小委員会を招集し審議の再開をお願いしたところでもあります。

今回は、これまでの委員会のご意見を踏まえて、改めて両竹・浜野地区の土地利用構想を審議いただきます。地元を代表する皆さん方から地域の皆さんの思い、要望をこの小委員会の場でお聞かせいただければと考えております。なお、9名の委員の皆様方には、委員の任期は今月で満了しますが、まだ、審議の途上でもありますので来年3月まで引き続き津波被災地域復興小委員会委員の委嘱をお願いいたしますので、今後ともご協力をお願いいたします。最後に、限られた時間ではありますが本日も、闊達な審議をお願い申し上げます。本日はよろしくお願いたします。

【事務局 細澤 界】

ありがとうございました。町長の挨拶で申し上げましたとおり、委員の任期にかかる委嘱状につきましてはお手元でございますので、これをもって交付に代えたいと思いますので、ご了承お

願いいたします。それでは、これから先の議事は長林委員長にお願いしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

【長林 久夫 委員長】

皆さんこんにちは。長林でございます。町長からご挨拶ありましたように、昨年 12 月に第 2 回開催されて、その後、全体の復興推進委員会でございますが、そこでも昨日、復興まちづくりの長期ビジョンが示されたところでございます。したがって、この浜野・両竹の津波の計算をその後、詳細に検討していただいたということでございますので、本日、浜野・両竹地区の復興の姿について皆さんのご検討をお願いするということでございます。

それから、事務局からご案内を差し上げておりましたが、本委員会は公開を原則にするということになってございます。本日の資料ご覧になっていただきますと、これは両竹・浜野の土地利用の構想案の具体例が記載してございます。本日、初めて委員の皆様にお示しする内容でございます。それと、今後の論議の進み方によっては、またこの絵姿がだいぶ変わってくる可能性もございます。それから、昨日の推進委員会におきまして、この資料の内容については非公開ということで、今回は、昨日のものとは違って、両竹・浜野地区の詳細が示されたものでございます。したがって、本日の会議と資料については非公開とさせていただきたいということのお願いですが、よろしいでしょうか。ではよろしく願いいたします。

なお、議事録につきましては計画案の取りまとめの後、従前に従いまして委員の確認をいただいた後に公開をさせていただくということでございます。それでは、そのようによろしく願いいたします。それでは、本日の資料の取り扱いにつきましても委員の皆様のほかにはできないように、ご注意をお願いいたします。

それでは、第 3 回の津波被災地域復興小委員会を開始させていただきます。進行につきましてはご協力をよろしく願い申し上げます。本日の委員会でございますが、土地利用の構想案について皆さんと検討を進めていくということになっております。昨年からようやくさまざまな検討をしていただいて、行政内の検討と、それから、町全体の復興まちづくり長期ビジョンの検討を受けて、土地利用の構想の方針を見直したいということでございますのでよろしく願いいたします。

それでは、議事は次第にしがいて進行させていただきます。まず始めに事務局から資料のご説明をお願いいたします。意見交換については、資料の説明済み次第、十分時間を取って行いたいと思っておりますので事務局よろしく願いいたします。

2. 議事

(1) 新たな土地利用構想（案）について

【事務局 駒田 義誌】

復興推進課長をしている駒田と申します。よろしく願いいたします。委員会が昨年 12 月から日をあげましたこと、ご迷惑おかけしたことを改めてこの場でお詫び申し上げます。

委員長からのご挨拶ありましたとおり、町全体の動きを見据えながら審議するということでございましたので、時間があきましたけれども、今日はその状況もご報告させていただいた後、両竹・浜野地区の土地利用構想の具体案について、ご審議をいただきたいと思っております。

まずお手元の資料の説明をさせていただきます。資料の 2 というカラー刷り横書きの資料を開きいただければと思います。

【長林 久夫 委員長】

ご説明長いようでしたら、どうぞ着席して、ご説明ください。

【事務局 駒田 義誌】

まず私から、これまでの議論の経緯について振りかえらせていただきたいと思います。2 ページを開きいただきたいと思います。昨年 12 月にこれまで 2 回にわたって、この津波被災地域復興小委員会でご議論いただきました内容につきましては、1 つこの地区の土地利用の将来像につきましては、町が帰還可能となった時点で検討してはどうか。2 点目としましては、そのため、暫定的に太陽光発電基地を主体とした利用を行ってはどうかというのが昨年 12 月までの議論でございました。

昨年 12 月の第 2 回津波被災地域復興小委員会におきまして、一方で、当時まだ文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会において、賠償の中間指針の議論が佳境にさしかかっておりました。その中でこの地区だけ避難指示解除準備区域ということでございましたので、その取り扱いが、非常に微妙な情勢で 12 月はございました。そういうこともございますし、また、町全体の復興

の動きというのでも出てきたということもありまして、昨年12月、この委員会での結論といたしましては、原子力損害賠償紛争審査会中間指針第4次追補の結論が出ていないので、まず少しでも動きを見ようということと、町全体の復興の議論を見据えて結論を出していこうということにされたところでございます。

その後、昨年末に、中間指針第4次追補が決まりました先程町長がご挨拶で申し上げましたように、精神的損害の取り扱いにつきましても町内一律ということが決まりました。住居確保損害についても町内一律ということで、避難指示解除準備区域、帰還困難区域区別なく、取り扱われるということが今年の第4次追補で決まったところでございます。

これを受けて、今年の4月から、精神的損害の一律賠償というのが始まったということで、これは東京電力で賠償手続きが始まっておりますので、それはそういうことが決まったということ。そういう意味では、復興計画のできる、できないに関わらず、こういう賠償の取り扱いが一律で双葉町については避難指示解除準備区域、帰還困難区域もできるようになったということ。あと、4月以降、復興推進委員会におきまして、これの親委員会にあたる部分ですが、ここで町全体の復興まちづくり長期ビジョンという議論も開始されたということが動きとしてございました。その長期ビジョンにつきましては、先ほど、長林委員長からお話がありまして、昨日、ある程度大きな方向性の議論がなされたということもございまして。後ほど、その状況についてはまた資料でご説明させていただきます。

こうした動き、またこれまでの小委員会でのご意見といたしまして、やはり太陽光発電基地以外の案も考えるべきだというご意見をいただきました。また、親委員会の中では、やはり避難指示解除準備区域である浜地区を復興の足がかりとして、例えば新しい事業の誘致であったり、双葉海浜公園の再生であったり、新しいエネルギーの拠点の誘致といった新しい事業をやっていく場として活用していくべきだということも町全体の大きな方向性の議論の中でいただいたところです。

こうした点を踏まえまして、本日もご説明させていただく構想につきましては、暫定的な土地利用ということではなくて、この両竹・浜野地区を将来にわたって双葉町の復興のさきがけとなるような拠点として、再生していくような計画にしていくという方向で検討してはどうかということで提案させていただくものになります。

続きまして3ページ、これは昨年のお示ししたものの振り返りになりますが、本土地利用構想を考えていくにあたりまして重要なポイントは、やはりこの地区が津波被災地域であるということから津波のリスクが将来どうなるのかということは大ポイントでございます。3ページを見ていただきますと、左側に今回の東日本大震災で発生した津波の再現結果というのが出ております。左側を見ていただくとおり、両竹・浜野地区については大部分が、黄緑色以上の浸水深が2m以上だったということで、2m以上が津波に浸かるという甚大な被害を受けたところでありまして、これにつきまして、今福島県において海岸堤防の復旧整備というのに取り組んでおります。福島県の計画では、堤防を1m嵩上げして7.2mの堤防を整備するという計画を立てております。ではこの7.2mの堤防を整備したときに、東日本大震災と同じ津波が来た場合にどういう結果になるかというものが3ページの右側に示しているものになります。見ていただくとおわかりいただけるように、浸水面積が、減りまして、また津波の高さにつきましても大幅な減衰が見込まれております。

次のページにその結果が出ております。4ページを見ていただきたいと思います。左側に今回の東日本大震災の津波、右側に堤防1m嵩上げ後に同じ津波が来た場合の浸水範囲、浸水高を書いてあります。浸水範囲は今回の東日本大震災の津波では260haが津波の被害を受けたエリアとなっております。これが堤防1m嵩上げしますと160haということで、約6割に減少いたします。うち、浸水高2m以上のエリアが、今回の東日本大震災の津波では141haでありましたが、それが58haと約4割に減少いたします。この浸水高2mと申しますのは、特に家屋に壊滅的な被害を与える津波高ということになっております。この範囲が、今回堤防1m嵩上げすることによって大幅に減少し、一定の津波リスクは軽減されるということがわかりました。

このほか、道路の嵩上げ、いわゆる二線堤といったものの検討もいたしましたが、一定の効果はありますが、当該地域において完全に津波リスクをこの二線堤によって防ぐことはできず、やはりそういうことを考えると、将来にわたって土地利用のゾーニング、利用区分を明確にすることによって、津波リスクを防いでいったほうが全体として効果的ではないかと考えております。その点を踏まえまして、これからご説明します土地利用構想の前提として、この津波被害に対し

てどういう土地利用を図っていくのかという考え方をまとめたのが5ページ目になります。

先ほど3ページの津波シミュレーション結果を見ておわかりのとおり、中浜につきましては、堤防を整備したとしても、概ね2m以上のエリアが残ります。中野についても海側の地区については2m以上の津波が引き続き残るエリアが多くあります。こうしたエリアについては、海岸堤防を嵩上げしたとしても津波リスクが想定されますので、住宅の再建は推奨できるような状況ではないということで、住宅以外の土地利用を図っていくことが合理的ではないかと考えられます。また、中野地区の陸側につきましては、今回堤防を整備すると浸水が想定されておりません。このことから、津波リスクが大幅に少なくなるということ、また中野の陸側につきましては一団の農地が広がっているということ、こういったことを踏まえて産業用途の転換を図っていくことが合理的ではないかと考えられます。

両竹地区につきましては、概ね津波の浸水高は2m未満となっております。その意味では、家屋に甚大な被害を与えるような規模の津波は想定されなくなるということになります。そういったことを鑑みれば、多少の津波リスクは残るものの、津波のリスクといったのは先ほどのように家屋に壊滅的な被害を与えるような津波というのは大幅に軽減されますので、今後、後ほどご説明しますが、意向調査も踏まえて、また昨年行った住民意向調査では両竹地区に関しては自宅に戻りたいという方が他の地区よりも突出して多かったという結果もございましたので、そういった点を踏まえると、住宅再建できる余地を残しつつ、新たな土地利用の選択肢も設けていってはどうかと考えられます。

こういった点を踏まえまして、6ページ以降に新たな土地利用構想案を整理させていただきましたので、こちらについては昨日議論させていただきました双葉町復興まちづくり長期ビジョン、親委員会での町全体のビジョンはどういう形が望ましいのかという議論の紹介と合わせて、担当の主任主査の橋本から資料の詳細を説明させたいと思います。

【事務局 橋本 靖治】

復興推進課の橋本と申します。私から、先日行われました双葉町復興推進委員会で使われた横判の大きい資料、「資料3 委員限り」と書いてある資料をご覧くださいと思います。

こちらの資料は昨日行われた委員会で、町の長期ビジョンを初めて絵で委員の皆さんに示して、概ね委員の皆様から了解をいただいたところがございます。まず私から町全体の長期ビジョンという絵姿の議論がどのようになされているかというところを説明させていただきます。

おめぐりいただいて、右方の上の資料3-1をまずご覧ください。こちらは町内の復興拠点の配置の考え方について示されております。細かいことは説明いたしません、かいつまんで説明いたしますと、まず町の復興に関しては放射線量の問題が、非常に大きな問題となってまいりますので、まずは町内の線量の低いところに町内の拠点、復興拠点を配置していきましょうという考え方。それから、町内の復興拠点の配置にあたっては、歩いて暮らせるコンパクトな街の形成ですとか、もしくは、津波被災地の復旧・復興というところをこのように考えていきましょうというようなものを示してございます。これらを踏まえて、できるだけ町の線量が低いところを中心として、町内拠点を形成し、そこから町全体に復興の拠点を広げていきたいというようなところの大まかな配置の考え方が示されたものでございます。

次のページをご覧くださいませでしょうか。資料の3-2と書かれた資料でございます。こちらの資料には、町全体をこのようにゾーニング、要は土地利用の区分をこうしていきましょうかという素案を示してございます。ただ、注意していただきたいところが右下のほうに書いてありますが、これらの各ゾーンの範囲は、大まかな概念を示したものでありまして、事業の区域となるものではまだありません。また、町内の復興拠点や各ゾーンの配置については、現時点での想定でございます。今後、住民のご意向ですとか、また情勢の変化に従って必要に応じて見直しされるものであるということで、ですから大まかな土地利用を絵姿で示したものだというふうに、まずはご理解いただけたらと思います。

中身の説明でございます。図をご覧くださいませると、赤文字で「町内復興拠点」というふうに赤い太枠点線で示されたところ、ここを町内の復興拠点としてまずは復旧・復興のさきがけとして進めていくというゾーンで示してございます。例えば復興祈念公園緑地ゾーンとか説明してありますが、それぞれどんな役割を持たせてあるのかというのでも説明させていただきます。

まずは水色で囲われたところ、行政区でいいますと中野の陸側の部分、それから下条の部分になるかと思いますが、こちらは新産業創出ゾーンとして、廃炉研究開発、それから新産業の拠点として、事業所、研究機関等の誘致を進めてはどうかというエリアでございます。

次に、ピンク色で示されてるところ、新市街地ゾーンとございます。これは、駅の西側にあたる場所ですが、こちらは再開発を図りまして新たな生活の場としてコンパクトなまちづくりを行うゾーンとしてはどうかというところです。

次にまちなか再生ゾーン。これは、長塚新山にかかる常磐線、それから6号線に囲まれたエリアですが、こちらはもう1つの新たな生活の場として、古い建物ですとか、歴史的な建造物、そういったものを活かしながら古き良きまちなみを再生し、再整備を図っていくというようなゾーンでございます。

次がこちらの両竹地区になりますが、再生可能エネルギー、農業再生モデルゾーンとしてあります。紫色で示してあるところです。こちらは荒廃した農地の再生モデルとして避難指示解除準備区域のさきがけとして、例えば大規模太陽光発電基地の誘致ですとか植物工場等の立地検討を行う、そういったゾーンにしてはどうかという考えです。

その下の復興祈念緑地ゾーンとありますのは、海沿いの中浜、中野の海側のエリアでございますが、緑色で示されているところ、こちらは津波で大きな被害を受けたところに復興祈念公園緑地ゾーンとして海岸防災林や公園の整備を図って東日本大震災、原発事故の復興過程の発信の場などにするようなゾーンにしてはどうかという考えでございます。

また一番下にある復興のシンボル軸というのは、今現在、高速道路常磐自動車道の復旧作業が行われているところですが、町内に復興インターチェンジを要望していきまして、ここを交通の拠点として、そこからこちらの復興の拠点となる町内の復興拠点まで大きな道路、交通網を整備して、こちらを復興のシンボル軸とする。そういった考えを示したものでございます。

また、町内の復興拠点の外側のエリアはどうするのかという議論になるかと思いますが、それは左側の下の方に書かれてある町内復興拠点ほかの復興の方向性ということで、今現在の構想としては自宅への帰還を希望される方の状況に応じて、除染作業やインフラ復旧などを行う。そういった考えを持ってはどうか。ただ一方でこちらをやはり、整備していくにあたっては、今までの住民意向調査ですとか、高齢社会というところの人口減少を考えていくと、できるだけまちなかにコンパクトな市街地を形成していった、そこにできるだけ人を誘導するような施策もあったほうがいいのではないかと示してございます。具体的な土地利用としましては農地森林型の土地利用、それから耕作再開のモデルゾーンということで、農業、林業、それから大規模な太陽光発電事業などのある程度のモデル実績を踏まえてでございますが、そういったのを、配置してはどうかというところを皆様にお示したところでございます。

次のページをご覧くださいませでしょうか。資料3-3になります。こちらは町内の復興拠点、もしくは長期ビジョンという町の本格復興、町の再興に至るまで、一気にできるわけではないので、ステップを踏みながらやっていかざるを得ないのではないかと示してございます。まずは復興の着手期でございますが、本日の小委員会対象となっておりますエリア、避難指示解除準備区域である両竹・浜野地区のところをまず復興のさきがけ、復興産業拠点として先行して整備するというような案でございます。また、こちらには廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の立地とか、廃炉に関わる研究機関などを誘致して、町の産業再生のさきがけとなる拠点を整備しますというようなことで、水色で書かれた復興産業拠点の説明がでございます。

またその下には、中野・中浜の沿岸部については、これから福島県による海岸堤防（1m嵩上げ）の整備が予定されておりますが、なお高い津波リスクが残るエリアにつきましては、海岸防災林や公園、復興祈念公園を整備しますということで、緑色の囲まれたエリア、こちらを復興祈念公園緑地ゾーンとして整備してはどうかという案です。

その下にございます両竹地区のところでございますが、大規模太陽光発電基地の誘致ですとか植物工場等の立地検討を行いますというようなところで、紫色で示されている再生可能エネルギー、それから農業再生のモデルゾーンとして整備してはどうかという案でございます。これら大きくいうと3つのゾーンで、今回、浜野、両竹地区のゾーンの土地利用について示されておりますが、そのほかに先ほども申し上げましたように、復興インターチェンジの設置、それからインフラ復旧に関しては特に大きな問題として上下水道の機能の復旧が必要不可欠でございます。現在ある水道管がどのような被害状況であるかというのも未確定な部分もあるものですから、水道の確保をどうしていくのか。またその下水、汚水の処理をどうしていくのかという方策を検討する。また、町民の方が今現在、町内に一時帰宅した際にゆっくり休めるような休憩施設、もしくは

は町民同士が帰宅した際に顔を合わせるような交流の施設がないので、こういったものも先行して整備してはどうか。また、津波被害を受けられた地域におきましては、現在、墓地も流失して壊滅的な状況になっているというような状況でございますので、そういったところで、町内において共同墓地の整備を先行して進めてはどうか。そういったところが着手期で示されているところでございます。

その後、先行期・本格復興期・町の再興期というふうになってございますが、こちらにつきましては、特段、現在のところでは説明を省かせていただきます。

資料 3-4、次ページになりますが、こちらは今申し上げたゾーンのそれぞれの説明がございすので、省略させていただきたいと思えます。

では、町の大きなゾーンといえますか、町全体のゾーン、長期ビジョンの考え方を説明させていただいた中で、先ほどの資料 2 にお戻りいただけますでしょうか。6 ページ、土地利用の構想案というところで、今回の津波被災地域の考え方について述べさせていただきます。

まず、町全体の復興における両竹・浜野地区の位置づけでございますが、震災前の状況はどんな状況だったかというところです。農地が広がり、農業従事者が多い農村地域でした。また、双葉海水浴場は福島県で唯一、環境省が選定した快水浴場百選に選ばれるような美しい海岸に恵まれていた。また人口減少、高齢化が進んでいました。また当該地区には寺社、埋蔵文化財もあります。

そういった中で、今回双葉町復興まちづくり長期ビジョン中間報告（案）における位置づけとして、先ほどの資料でもご説明いたしました、まず復興着手期というのは、浜野・両竹地区からスタートして町の復興の兆しを目に見える形で発信してはどうか。

また、避難指示解除準備区域のうち、海岸堤防の整備により津波リスクの少なくなるエリアを対象として、復興産業拠点を整備してはどうか。具体的に申しますと、中野の陸側のところを示してございます。

次に、海岸堤防を整備しても、なお高い津波リスクが残る沿岸部については、海岸防災林や復興祈念公園の整備により、かつての海辺の風景を再現し、町の風景を取り戻すということで、こちらは具体的に申しますと中浜・中野の海側のエリアを示してございます。

最後ですが、海岸堤防を整備しても一定の津波リスクが残る両竹地区を中心としてのエリアについては、農地再生のモデルとして太陽光発電基地の誘致ですとか、植物工場等の立地についても検討していくということで、双葉町の復興のさきがけとして、両竹・浜野地区を再生してはどうかというような案を示してございます。

次をおめくりいただいて、7 ページでございます。こちらは土地利用の計画案ということで、先ほど説明した内容をより詳しくゾーンとして区切ったものでございますが、ただ、こちらも左下の方に注意書きがございす。この計画案はあくまで住民の皆さんの意向ですとか、また関係機関との協議によって変更されるものでございます。また各ゾーン内の整備につきましては、計画の熟度に応じて、順次進めていくこととなります。ですから、計画してすぐにこの絵姿に一気になるものではないというところで、ひとつ注意をさせていただきます。右上のほうに今回の津波被災地域における復旧、復興の前提条件となる考え方を示してございます。避難指示の解除は、この時期は町内のほかの地区と一体として考えます。避難指示解除準備区域だけ先行して避難指示を解除するという考えは今のところないというところを示してございます。

また、津波被災地域であることを踏まえて、将来の土地利用は公園、産業を優先することとし、町内へ帰還される際には、住民の皆さんの希望に応じて町内復興拠点の双葉駅周辺に構想されるような住宅地にお住まいできる方策を検討していきますというような前提条件としての考え方を示してございます。

こちらの地図のほうにつきましては、先ほどご説明しましたように、Aの一番海側の茶色で示されたエリア、こちらの海岸堤防・海岸防災林。面積として約 35ha あります。次のBが復興祈念公園こちらは 35ha。その隣、ピンクのところはC、復興産業拠点として、約 50ha。その上、両竹地区になるかと思えますが、D、再生可能エネルギーゾーン、農業再生のモデルゾーンとして約 60ha。このようなゾーンの使い方を示してはどうかというような図面でございます。

その次、8 ページをご覧くださいませでしょうか。こちらにはそれぞれA・B・C・Dとただいまゾーンの説明をしましたが、それぞれどういった使い方を示していくかというような考え方を示してございます。先ほどの町全体の長期ビジョンの資料と重複するところはございますが、申し上げます。

まずA、海岸堤防・海岸防災林ですが、中浜及び中野の沿岸は県による海岸堤防の整備が行われますが、なお高い津波リスクが残ります。そのため、住宅地としての再建はせず、海岸堤防及び海岸防災林の整備を福島県に求めてはどうか。海岸防災林の整備によってかつての海辺の風景を再現し、町の魅力を取り戻す。

またB、復興祈念公園でございますが、復興祈念公園として地震・津波災害と原発事故の教訓と復興の過程を広く後世に伝えるため、国営の復興祈念施設が岩手県・宮城県・福島県に1つずつ整備される予定でございます。この祈念施設の誘致を県営公園の整備とともに、県に要望します。またこの復興祈念公園は防災緑地としての機能を併せ持つものとして整備を求めていく。また、この復興産業拠点に誘致する原発事故のアーカイブセンターと連携することで東日本大震災と原発事故の学びの場として全国、また世界からの来訪者を受け入れる施設となる。将来的には、双葉海浜公園を思いおこす町民の憩い、またスポーツレクリエーションの場として整備する。海岸防災林と併せて、かつての海辺の風景を再現し、町の風景を取り戻すというような考えでございます。

次C、復興産業拠点ですが、津波リスクが少なくなるエリアを対象として、復興産業拠点を先行して整備します。復興産業拠点には、廃炉・除染・インフラ復旧作業の効率化を図るため、作業関連事業所、資機材の車両基地などを先行して誘致していきます。こうした福利厚生施設の活用を念頭において、町民が一時帰宅した際に、快適に休憩できるような環境も整備します。また、廃炉・ロボットの研究開発施設や産学連携施設等の誘致を行い、廃炉、研究開発、新産業の集積地として町の産業再生の拠点とする。また復興産業拠点の整備にあたっては、上下水道の機能が不可欠であることから、水道施設の本格復旧を双葉地方水道企業団に求めるとともに、暫定的な措置としての、井戸等による必要な水の確保や下水道機能の復旧方策を検討し整備する。

その下Dでございますが、再生可能エネルギー、農業再生モデルゾーンですが、こちらは津波リスクがなお残るエリアについては、農地再生のモデルとして太陽光発電基地の誘致を図る。再生可能エネルギー拠点の創出は原子力発電と対極にある自然エネルギーを有効に活用した新たな双葉町のまちづくりのシンボルとなるものである。それから、営農再開の希望等の意向把握をしながら植物工場等の組み合わせた農業再生のモデル拠点等としての利用についても検討する。また、両竹地区の高台には津波避難の教訓を記した記念碑等の整備も併せて検討する。

最後でございますが、復興シンボル軸として拠点内道路を整備ということで、これは先ほども説明しておりますので割愛いたします。

次のページをご覧くださいませでしょうか。9ページでございます。ただいま私のほうから土地利用の構想を示したところでございますが、それらの構想を実施する上で課題がそれぞれございます。それらの課題について項目ごとに示したものです。

まず海岸防災林でございますが、海岸防災林の事業は県によって整備が行われます。通常、海岸防災林は、概ね海岸線から200m以内が事業の実施範囲となっております。そのため、中浜地区全体を海岸防災林と整備するにはややこの範囲を超える部分がございます。この中浜地区の全域を事業の対象とするよう、特別の対応を求めていく必要があります。こういった課題があるということでございます。

次の復興祈念公園でございますが、国営復興祈念公園の福島県内の設置場所は福島県が決定いたします。先ほども申しましたように県内で1ヵ所ということになっております。双葉町への設置を県に働きかけていく必要がある。また併せて公園全域を県営公園として整備するよう県に求めていく必要があります。

また復興産業拠点については、産業拠点を整備していくためには、この拠点の規模にふさわしい多くの事業所や研究機関を誘致していく必要があります。面積として約50haありますので、これは50haを埋めるだけの多くの事業所が必要になるというところです。また町内の上水道については檜葉町の木戸ダムから取水しておりました。導水管が帰還困難区域を通過していることですか、先ほど説明しましたように排水管の老朽化があって本格的な水道の復旧には長期化が見込まれております。そのため、復興産業拠点の開所時に水の確保ができるよう、井戸水の活用などについても検討する必要がある。また当面の間、今回津波被災地の被害によって下水処理場の施設が壊滅的な状況になっておりますので、下水処理の方策についても検討する必要がある。また農業再生モデル事業については、植物工場等への参入を希望される方の把握が必要になる。また太陽光発電基地については、太陽光発電の電力会社への接続容量が逼迫しており、既存の電力会社の送電網を接続することが電力容量や費用によって不可能となると誘致が困難になる。ま

た現行の太陽光発電の固定価格買い取り制度は今年度までとなっております。今後の動向が不透明なため、今年度中に事業実施を決定しておく必要があります。また事業実施にあたっては地権者の皆様の合意が必要なため、迅速な合意形成ができるかが大きな課題となっております。この太陽光発電に関しましては、先日大きくマスコミさんでも報道されましたとおり、東北電力のほうでも、今現在の買い取りについて一時中断をするというようなところがございますので、課題がかなりございますので、こういったものをクリアしていく必要がございます。

最後、道路交通網の整備でございますが、復興ICの設置、それからそのICと拠点を結ぶ基幹道路の整備がこの構想の前提となるため、その整備を強く要望する必要があります。こういった課題があるということをご認識いただければと思います。

その次のページ、10 ページでございますが、これは今後の予定としてスケジュール感を大きく示したものでございます。例えば項目ごとにありますが、除染、海岸堤防、海岸防災林、太陽光発電基地誘致、そういった事業について、行政上の手続きですとか、あるいは用地に関する調査、そういったものは今日始まってすぐ結果が出るかというところではなくて、このぐらいのおおよその時間がかかるという目安としてご覧いただければと思います。また、各項目で挙げている事業につきましては、それぞれ事業主体が異なっております。例えば除染は国、環境省の所管になるかと思っております。海岸堤防や海岸防災林については、事業主体は県。また、町が行うものもありまして、それぞれが連携して進めていく必要があるというところがございます。

この資料の中で一番大きなポイントは、26 年度のところに縦軸で書かれてございますが、土地利用計画案の合意形成ということで、さまざまな事業を実施していくにあたっては、まず住民の皆様の合意形成が必要でございます。具体的に申し上げますと、例えば太陽光の発電を誘致するといっても、賛成する方、反対する方がいて、虫食いの状態になってしまうと、なかなか大規模発電の誘致というところには結びつきにくいというところがございますので、まずは皆様がどのようにお考えになるかというところを明確にしておかなくてはならないということもご認識いただければと思います。

次に資料の 11 ページを説明いたします。こちらでは意向調査の実施の案ということで、先ほどのページで説明しましたとおり、まずは浜野・両竹地区にお住いだった皆様の意向を確認する必要があるというところの資料でございます。①として調査の目的及び調査の概要ですが、今日の審議を踏まえて計画の中間報告をまとめていただいた後に、計画についてのご意見を伺うために、住民意向調査を実施する必要があると考えております。

まず調査の目的ですが、浜野・両竹地区に居住していた方々、約 80 世帯でございますが、住宅の被害状況や住宅再建の意向など把握し、居住していた方々のうち、地区内に農地を所有している方には営農再開の意向、それから墓地を所有している方については墓地の再建意向などを調査して、地区の将来土地利用における計画条件を整理することを目的とするということで、今回調査の目的として、繰り返しになりますが、あくまで地権者ではなくて居住していた方、約 80 世帯を対象としてはどうかという案でございます。

調査の概要でございますが、調査対象者は浜野・両竹地区に居住していた方々、約 80 世帯。調査票の配布、回収方法については、個別に郵送でお配りして回収するという方法。また実施時期につきましては、今年度 11 月以降にやってはどうか。その際には、津波被災地域の復旧・復興の計画。今後ご議論いただきます土地利用計画の案を添付した上で、それについてどのような意向かというようなところを把握するというものでございます。この住民意向調査で得られた結果につきましては小委員会に報告をさせていただきます。住民の皆様のご意見を踏まえて計画の最終案としてとりまとめていく必要があると考えております。

次の 12 ページでございますが、先ほどの繰り返しになりますが、こちらには住民意向調査で行う調査の項目について示してございます。

まず住宅についてということでフェイスシートと書いてありますが、こちらには、氏名、住宅所有形態、土地の所有者などをできるだけ記入式で行う予定でございます。できるだけ全員の方から提出していただくような形でご意向を丁寧に把握したいと考えてございます。

また下の農業・農地については、営農、農地の所有状況であったり、営農再開の状況、そういったものを示してはどうか。

また、復旧・復興計画案についてお示しした中で、復興事業へのご意見を賜る。

最後に墓地についてでございますが、墓地の所有状況や再建の意向、もしくは移転の場合の再建の意向、そういったもの、大きくいうと 4 つの項目で調査をしてはどうかという案を現在考え

ているところでございます。

以上で資料2の説明を終わらせていただきます。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。委員の先生方は、昨日の会議に出られている方は推進委員会の内容をある程度把握されているということで理解が進んでいるのですが、初めてお伺いした方は、たくさんの方の施策があって、にわかには理解しがたいところもあるかと思っておりますので、少し時間をゆとり取りまして、質問等をしながらか、最終的にはこの資料の2の方向性をご判断いただくということになります。どこからでも結構です。理解を深める上で、さまざまな質問等ございましたらお願いをいたします。

昨日の資料の3、委員会限りと書いてある資料ですが、これについても初めの考え方からじっくりと説明していただいた上で論議を重ねたということになっていきますので、どこからでも結構です。また資料2にかかるご意見でも結構でございますので、たくさんご意見、質問等をいただいて、皆さんの理解を深めた上で、資料2を最終的には決定していきたいということでございます。なかなか、資料が多いですが、少し時間取りましょう。特に資料3の考え方ですが、非常に文字が多くて、ちょっと説明いただいただけではわかりませんが、何かご質問等はございませんか。

昨日いただいたご意見の中では、資料3に全体の絵柄が出ておりますが、最後の復興期に持つていくまでの時間と、住民の方々が今置かれている現状からすると本当に何年後にできるのだと。絵だけ描いて実現できるのかというようなところが非常に大きな議題になっておりました。その中でも、浜野・両竹の地区はいち早く計画を進めるための、資料3-3でございますが、その復興の着手期に相当するということで、この小委員会におきましても、このところを十分に論議しながら本格的な復興の足掛かりにしたいということでございます。

それでは、特になければ、資料2を始めからめくっていただいて、少しずつ見ながらご意見あればいただきたいと思っております。まず初めに、2ページ、これまでの議論と対応方向ということでご説明いただきましたが、復興の着手期においては、浜野・両竹地区をいち早く復興に備えるということで、これまで12月まででは、そこにありますように、まだまだ賠償の方向等の結論が出てないということで、それが動き出したということで、このたび本格的な検討をしたいというところでございます。

最後のところにもありますように双葉町復興のさきがけとして両竹・浜野地区を位置づけるというところでございます。

その考え方として、3ページ、4ページでございますが、やはり津波に対する防護の計画をした中で、津波計算等を精査するとどうしても中州の地域、川が両方に分かれている地域から津波が上がってくるということで、すべての堤防等を7.2mにいたしますが、前回の東日本大震災の津波があれば、この地区までは浸水するというので、浸水履歴を踏まえて4ページの考え方が出されたというところでございます。

それを受けて5ページの利用の考え方ということで、この絵柄が出されたということでございます。この辺まででご質問・ご意見ありましたらお伺いいたします。

事務局、私のほうからお伺いしたいのですが、この基本のところは、5ページのところに書かれていますが、これはTP7.2mにしても例えば中浜が2m、中野が2m以上のエリアが残る、それから浸水しない2m未満の区域ということで、それをもとに6ページ以降の絵柄を作っているのですが、例えば、6ページ以降の絵柄の中で、7ページがよろしいですかね。これが全体の絵柄でございますので、Aの部分、海岸堤防や海岸防災林、例えば先ほど200mを超えて整備するということがありますが、仮に防災林等が設備されると、計算を再度かけると、もっともって被害は減少すると思うのですが、この辺のところはどういうご判断でしょうか。

【事務局 駒田 義誌】

お答え申し上げます。この津波シミュレーションはあくまでも海岸堤防を整備した効果のみを見込んでおります。今回、沿岸部については海岸防災林の整備、また復興祈念公園の整備を行いますと、津波のそもそもの範囲、その部分はそれほど変わらないと思っております。高さが高くなるわけではないので、防護できるというわけではありませんが、ただ、浸水のスピードが大きく減退しますので、それによって建物への被害や避難に要する時間がかせぐことができたり、そういった効果はあると思っております。具体的な数字はまだこれから整理をした結果として出せるようになると思っております。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。7ページをご覧いただくと、その背後にはBゾーンとして復興祈念公園がありますが、このところは津波の影響が残るところであって、なおかつ緑地等を有効利用して双葉町全体の緑地、それからレクリエーションその他について利用したいというところがあったと思いますが、こういう緑地帯の効果というのは非常に大きいと思うのですが、祈念公園の例えば津波防御であるとか、そういうものに対する寄与というんですか、そういうものの計画等もあれば教えていただきたいと思います。

【事務局 駒田 義誌】

復興祈念公園をどういうコンセプトで整備していくのかというのは、まさに今回、ある程度区域が決まった段階で具体的な検討を始めていく必要があると思っています。そうした中で、このエリアがまだ多少津波のリスクが残っています。かつ、後方に復興産業拠点などを整備していくということからすると、堤防を越えてきた津波があったときに、この復興祈念公園である程度、例えば窪地のようなものを作って津波を吸収できる場を作るであるとか、そういったことも考えていくべきだと思っています。

具体的にどういう設計をしていくのかということについてはこれからこの計画が決まった後、町の立場としてはまず復興祈念公園ということで、国営祈念施設と併せて県営公園ということで、県による整備をお願いしていますので、そのあたりはこれから協議していく部分だと思っています。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。その点を踏まえまして、いろいろゾーニング、それからご自分の関係する土地もごさいますので、そのその後の利用と現在の状況との対応、そのところをおそらく委員の先生方、かなりお聞きになりたいと思います。どこからでも結構でございますので、是非どうぞご質問していただければありがたいと思います。

両副委員長がおられますので、こういう絵柄を描いた際に、おそらくこれの目的に合わせて住民の方の合意形成であるとか、さまざまに個人の違い等もあって課題というのはどんなところにありますか。

【菅本 洋 副委員長】

まず、これは確かにいいのですが、私も大賛成なのですが、ただ問題は住民のどれだけの方が協力していただけるかということで、この地域は浪江町の中浜地区のほうにも相当の地権者がいるわけです。その地権者にもそれなりのフォローをやって協力いただくと。そういうことによって我々のほうも、皆さん大変だと思うけれども、委員の方たちに地区に帰って少しお骨折りいただいて協力を願うと。そういうことがまず大事なのではないかなと思うわけです。

もう1つの問題が、結局それがどのくらいで取得金がでるのか。この土地を買い取りになるのか、それとも借地権でもっていくのか。その辺の問題もできればお答え願えれば、2番目に申した土地問題、その辺のところをもしわかればお願いしたいのですが。借地になるのか、買い取りになるのか。

【長林 久夫 委員長】

2番目の問題はいろいろ対応があると思いますが。

【菅本 洋 副委員長】

これが決まらないと出ないという。この計画に対して、こういうのが決まらなければ、価格の問題とか、借地権の問題とか、いろいろな問題が出てくるのですが、それが出てこないという。

【事務局 駒田 義誌】

菅本委員からのご質問にお答えします。まずすべての事業をやっていく上で、どこでやるのかということが合意できないと先に進めないこととなります。菅本委員からあったようにこの計画ができないと、用地買うのか買わないのかというところの議論にいかないのかというご質問に関してはおっしゃるとおりでございます。まず土地利用をどうしていくのかというのを決めていただいて、合意いただいて、またそれから多分いろいろと条件が変わってくるのは当然あるのだと思いますが、まずは概ね、どういうところでやっていくのかというのを合意いただいて町で計画を作って、その上で、例えば海岸防災林であれば県。復興祈念公園であれば県のほうに国営施設の誘致を要望していくと。そういう形で具体的に事業が決まってから、具体的に用地の取得はどうなるのかという議論になっていくということになります。

用地が取得か借地かという問題につきましては、少なくとも海岸堤防・海岸防災林、復興祈念

公園といったエリアは公共施設ができますので、こういったところについては買い取り以外の選択肢にはならないと思います。

産業拠点についても工場が建ったり事業所が建ったりというところについては買い取りというパターンも多いと思いますし、場合によっては借地ということもあります。そこは地域の人たちのご意向にもよると思いますが、ある程度一団としてまとまった土地を用意していかないと整備ができないところもありますので、そういったところをどう整備していくのかというのは、まさにこれから事業ごとに地権者の方々と協議をさせていただきながら決めていく話だと考えております。

【菅本 洋 副委員長】

わかりました。ちょっといいですか。

【長林 久夫 委員長】

はい、どうぞ。

【菅本 洋 副委員長】

課長からそういう説明があったのですが、これに対しての住民に対する説明をどのような手順でいくのか。その辺のところをお考えいただきたい。

【事務局 駒田 義誌】

まず、今この土地利用構想につきましては、委員会の中でご議論いただいております。委員会でのご議論が集約されて、報告という形をおまとめいただければ、委員会でまとめていただいた計画案を住民の皆さん、中浜、中野、両竹、この3地区の方々にお集まりいただいて、皆さんにご説明をしてご意見を伺う場というのは当然必要になってくると考えております。

【菅本 洋 副委員長】

ありがとうございました。

【長林 久夫 委員長】

よろしいですか。それでは齊藤委員はご自分の地域を見たときに、事業計画、課題、もう少しこういうような方向性があるのではないかと、そういうご意見があったらお願いしたいと思います。

【齊藤 六郎 副委員長】

全体的に言えば概ね、こういう案でいいかなと思います。ただ、両竹地区の農業、あるいは太陽光発電。太陽光発電も東北電力では買い取り中断ということですので、この辺のことも考えていきますと、何か別の案も考えておいたほうがいいのか。じゃあ何がいいのかということ、ちょっと今でてこないのですが、農業施設の野菜工場も考えられると思うのですが、この辺は今後、計画の中で課題として残るのかなと思います。皆さん、いい案があったら出してみてください。以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。特に自然再生エネルギーの問題は、今ちょっと微妙なところにあるのですが、海岸通りは、有効な天然資源は太陽光になると思うのです。そういうようなところを力強く推進していくところをあげていくことも重要だろうと考えられます。あと、どういう利用ができるかというのは、まだまだ実際の問題としては考えていかなければいけないところではあります。

事務局のほうでは、今後の見通しというのは、これは国の政策も見ていかなければいけないところなのですが、やはり福島県としては今後、再生可能エネルギー100%やっていくんだという大きい方向ありますので、これはやはり地元が強く発信していくところでもよろしいでしょうか。

【事務局 駒田 義誌】

まさに齊藤委員がおっしゃったことは我々も強く懸念をしております。東北電力が今、買い取りを中断しています。これについては、県も先般、知事が経済産業大臣に対して直接要望にも行っております。福島県としても再生可能エネルギーという大きな旗印を掲げて進めている分野でありますので、町として、まさに県にもそこはしっかり町において、要は、避難区域はこれから太陽光発電事業が始まりますので、県に対しては太陽光発電事業が可能となるように国に対する要望をしっかりとやっていただくようお願いをしておりますし、これからもお願いをしていきたいと思っております。

今中断ということですので、どこまで枠が取れて再開していくのかというのはこれから出ていく部分だと思います。そういった動きもありますので、そういう意味ではまだ完全に太陽光発電

事業ができないということではないので、今回提案させていただいたように、まずは太陽光発電事業の可能性を追求していくのが、津波で被災した広大な農地の活用法を考えたときに、まず太陽光発電基地の誘致を考えていただいてはどうかと。その上で、もしそれが難しいとなったときに、先ほど、斎藤委員がおっしゃったようにどういう案が考えられるのかというのはまた別途考えていくという形にならざるを得ないのかと思います。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。それでは、委員の先生方から、特に7ページの計画案、そして土地利用の考え方をご自分の立場をお考えになりつつ、課題がありましたらご紹介いただければよろしいのですが。吉田委員、何かございますか。

【吉田 正志 委員】

復興産業拠点ですが、私が思っているのは、わざわざ津波被災地に建てる場所があるのかなと。今の檜葉の工業団地とか、大熊の大川原地区にいろいろ計画されていると思うのですが、わざわざ津波があったところに建てるリスクというか、そう考える会社があるのか。

それと、7ページの右上の前提条件の2つ目、「津波被災地であることを踏まえて、将来の土地利用は公園・産業を優先することとし、町内へ帰還をされる際には住民の皆さんの希望に応じて、町内復興拠点の双葉駅周辺に構想される住宅にお住まいできる方策を検討します。」となっているのですが、実際、我々中浜ですが、その人たちはほとんどいわきとかその周辺に家を建てています。あんまりいい言い方ではないですが、要はふるさとから離れるわけなので、こういったことに賛成するのかなという気持ちがあるのです。その2点です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。まさに、昨日もそういうお話が出ていたところでございます。この委員会に出ている方が、こういう絵姿を描いたところで、完成の姿に賛成する方が、どれだけいるんだというところのお話から、実際にはその中で避難先、あるいはどこかに永住する先を見つける。だけどこちらのふるさとの中の発展は期待したいという中で、この考え方はどうなるんだという点と、それから、今は堤防ができた時点での復興産業拠点の安全性の問題、その2点のお話がありましたので、事務局、関連するところでご説明いただけたらありがたいのですが。

【事務局 駒田 義誌】

まず1点目、津波で今回被害を受けたところを産業拠点とすることについてご意見がありました。その懸念はこの案を議論するときにも大きなポイントでございました。やはり一番大きく今回産業拠点としてこのエリアをご提案させていただいた趣旨は、やはり海岸堤防を整備することによって同じ津波が来たとしても、今回濃い紫で囲んだところについては津波が到達することが、一部、低い部分ではありますが、基本的に想定されていないという結論に至りました。またさらに沿岸部に海岸防災林、復興祈念公園を整備すれば、仮に水に浸かったとしても、流速という津波被害を及ぼすような、そういうものはかなり軽減される見込みも立ちます。こういったことからすると、津波に対する安全性というのはかなり向上されるので、その意味では、今このエリアであればそのリスクは十分軽減されているということでいろいろな事業者の方にお声掛けできる環境は出てきているのではないかと考えております。現に三陸地方でも津波被災したところについて、住宅は建てないけれども、工場などは誘致するというので、計画しているところは複数あります。そういったところも参考にして、産業用途であれば可能性はあるのではないかと考えて提案をさせていただいた次第です。2点目のご意見につきましては、まさに、おっしゃる部分、重いお話だと思っております。今回このオレンジ色のところで、書かせていただいた趣旨は、町内全体を見回しても、既に、いわきなどで家を建てられるという動きがあるというのはそのとおりだと思います。そういった方がいる一方で、やはり町の復興をしていくときに、今回、昨日の資料の中でも2地域居住という考え方を入れさせていただきましたが、将来双葉に戻れるようになったときに、避難先で生活をしながら、逆に双葉でも生活できるような場を作っていくというのが復興まちづくり長期ビジョンの中でも議論されております。そのときにこの津波被災地についてほかの地区であれば既に家のあった場所というのは、2地域居住の場所にもなり得るのかもしれないかもしれませんが、津波で被災されたところ、特に今回海岸防災林であったり、公園、産業拠点を予定しているようなエリアは物理的に戻る場所をこういう用途に使わせていただかざるを得ないということからすると、町全体が戻れるようになったときに、戻れる場所として町としてご用意できる場所というのはどこかということ、駅西側に町として、そういう方々の戻りたいというご希望があったときに受け入れる場所を作ってはどうかということ、駅周辺に構

想される住宅地にお住まいできるような方策も考えたいというのは、そういった思いで書かせていただいた次第です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。計画案の8ページ、Cの産業復興拠点のところでも課題が出ていました。特に、3番目のポチ、廃炉・ロボットの研究開発施設とか、産学連携、それに関連する企業、また、アーカイブセンターというのですが、被災地、ここと浪江のほうもあります。こういうような国の関連、もしくは県の関連施設の建設の可能性はいかがなのでしょう。方向性がわかりましたらお願いします。

【事務局 駒田 義誌】

これについては、本年6月に国のほうでイノベーションコースト構想研究会というのがありまして、そこが構想という形で浜通り地区を新産業の拠点としていこうという構想を発表しております。この構想には、双葉だけではなく、浜通りの各市町村も強く期待をしているところでもあります。その中でも、先日、当時の根本復興大臣から大熊・双葉ふるさと復興構想という、大熊町、双葉町の特に復興が厳しい状況にあるところについて、復興庁としてどういう取り組みを検討してやっていくのかという構想が発表されました。その中で国として復興のトリガーとなるようなプロジェクトを両町には構想していくということがうたわれております。我々はそこに強く期待をしております。そういう意味ではまずさきがけとしてイノベーションコースト構想に掲げられている廃炉、研究開発、新産業の何らかの施設をここに立地誘導していくことはこれから国に強く働きかけをしていきたいと思っています。

【長林 久夫 委員長】

逆に施設の計画を作って強く働きかけるということでございますね。ありがとうございました。それでは、荒木委員、何かありますか。

【荒木 茂 委員】

防災林、復興祈念公園を作ることによって津波が減衰し時間が稼げるということですが、浜街道というのは基本的に嵩上げしないのですか。

【長林 久夫 委員長】

浜街道についていかがですか。

【事務局 駒田 義誌】

浜街道については、今7ページの計画だと現況復旧ということになっています。浜街道を嵩上げすべきかどうかというのはいろいろと技術的な部分を県も交えて検討させていただいたのですが、実は浜街道は前田川のすぐ南を通っております。堤防を越えた津波というのは道路を嵩上げしても防ぎきれないということで、浜街道を嵩上げしてもあまり効果がないという結論になりました。そうすると、道路を嵩上げするよりも、津波で被災するようなエリア全体を公園で囲って、公園の中に例えば築山を作るとか、そういったことで津波をできるだけ防げるような、減衰、波の力が衰えるような、そういうものを検討していったほうが全体として津波を防御するには効率的だというのがいろいろと技術的にも検討した結果として出てまいりましたので、今回こういうご提案をさせていただいた次第です。

【荒木 茂 委員】

それから、12ページの墓地についてですが、現状、浜野地区では津波によって影響を受けているので、できるだけ早めに再建とか移転の方向性を出してほしいなと考えています。早めにこれはお願いしたいと思っています。

【長林 久夫 委員長】

ご要望でございますが、例えばこの計画が決まると、意向調査等はいつごろ始まる予定なのか、それをお知らせいただいたほうがよろしいのではないですか。

【事務局 駒田 義誌】

後ほど委員長からお話があると思いますが、この計画は今日ご審議いただいて、次にある程度まとめの審議に差し掛かっていただくことを期待しておりますが、そこをまとめていただければ11月にも計画案と一緒に住民の皆様1世帯1世帯に調査票をお送りさせていただいて調査したいと思っております。

【長林 久夫 委員長】

そういう状況だそうです。よろしいですか。

【荒木 茂 委員】

あと、もう1点。

【長林 久夫 委員長】

お願いいたします。

【荒木 茂 委員】

10 ページに今後の予定がありますが、帰還の計画、おおよそこういう方向で戻れるというか、今の原発の状況を考えると除染もだいぶ問題があるでしょうが、ある程度方向性は出ているのですか。いつごろには戻れる、戻ろうとしている、どのぐらいの規模として。これはエリアも結構狭いですが、どのぐらいの方が戻れると考えておられますか。

【長林 久夫 委員長】

除染の計画ないし放射線量の低減の見通しということによろしいのですか。事務局、分かる範囲でお願いします。

【事務局 駒田 義誌】

その意味では町全体の帰還の見通しというのはまだ立っておりません。そこはやはり除染、放射線量の低減の話もありますし、廃炉をめぐる情勢もあります。そういったことから町全体としていつ帰れるのかという、これは町民の皆さんも大きいご関心だと思いますが、そのこの時期というのはまだ明確にはなっていません。

そこを踏まえて、先ほど、橋本から説明させていただいた資料の中で、町の長期ビジョンの中では、資料の3-3を見ていただきたいのですが、避難指示の解除、戻って住めるようになる前に先立って、まず産業、業務機能の整備からまず始めていくほうが合理的ではないかということ、これを長期ビジョンの中では提案しております。そういう意味ではここに書いてある復興着手期、復興先行期、本格復興期というふうに段階的に左から右にエリアがありますが、町全体が戻れるタイミングというのは、この本格復興期の後、駅周辺などに住宅地や生活関連のサービス、商業、そういったものが復活して初めて戻れる環境ができて上がるので、それまでの間は、まずは産業用と、先ほどの新産業であったり、そういったものを中心に、昼間そこで働く人がいるという環境は早期に作っていききたい。その上で戻れるようになる環境を徐々に作っていくということで、最終的にそういう環境ができて上がった段階で初めて避難指示の解除ができるという考え方を提示させていただいています。

では、避難指示が解除できるタイミングはいつなのかということについては、今回初めてこのビジョンの案を審議していますので、これができるようになった後、国や県にもこのビジョンをぶつけて、具体的なインフラにかかる工程とか、そういうのを鑑みながら、具体的な道筋というのは次のステップで検討していきたいと思っています。

特に浜野、両竹については線量が低いので、線量だけから見れば除染も進めるということではありますが、この地域だけで避難指示解除をすることはせずに、他の地域と一体として検討するというのが警戒区域の見直しの際のお約束でありましたので、ここの地域が、いくら産業拠点ができただけからといって、ここだけ避難指示を解除するというのではなくて、あくまでも生活できる環境が整っているかどうか、そういった観点で判断されていくべきものとして町では考えていきたいと思っています。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。それでは、両竹の平岩委員、お願いしたいと思います。

【平岩 節子 委員】

先ほどの10ページの避難解除のことで、両竹も町と一緒によろしいということですよ。先日、東電さんとお話しして、戻ったことによって、固定資産税とか、そういうのが発生するというを確認させていただいたので、いくら中野、中浜は線量が低いからといって早く戻ったのでは、双葉町では、やはり、両竹、中野、中浜は損するなということはこの前東電さんとしゃべってみて考えたので、それは先ほどのお話でわかりましたので、なるべく町全体と一緒に進めていただければと、この除染のことは思いました。

あとは、先ほどの吉田さんのお話で、私も復興祈念公園のところは、当日、地震があったときに両竹の家にいましたので津波の怖さは凄くわかっていまして、まだ私は家に2回ほどしか行ってないです。明日、お墓参りに行くのですが、私だけは津波のところにはいたものですから、帰るのにドキドキして駄目なんです。それで、両竹から中田に逃げるところはゲートがあるんです。そのときに私の実家のほうの近くまで津波が来たのですが、逃げるときどうするのですかと役場の人に聞きましたら、車を投げて山に逃げてくださいと言われたときに私はちょっと怒ってしま

ったんです。何とか車をそうしないように、中田に逃げるできないのかなというのは当時思っていたことなので、行くことにうちの主人は何ともないのですが、私はすごくドキドキして、実家の母は1回位しか行ったときないのですが、中には怖いという、津波の影響がまだ残っているというか、地震があると津波イコールという感じの方もいらっしゃるの、その際に復興祈念公園のところに、ただ公園ではなくて、逃げられなかった人のことを考えて、高い建物を鉄筋か何かで建てるような考えはないのでしょうか。万一のことを考えて。公園だけでは危ないような気がするのです。いざという場合に高い建物を、もし公園を作りたいのであれば、高い建物を考えていただかないと、浜地区の方は、町の方と浜の方は違うので、そこら辺は作る際にはただ公園ではなくて、高い建物、万一のとき高いところに逃げれば大丈夫のような施設も作っていただきたいと思いました。

あと、両竹の場合、太陽光しか考えられないと思いますので、なるべく太陽光で、そこを利用して無駄なく、4%の中に入っておりますので、いろいろな面で両竹の人は損しているという言葉を使うと悪い言葉なのですが、イライラの部分が両竹の方はあると思うのです。ですから、人命を危機にさらさないように太陽光などを作っていただいて、なるべくそこからリース、貸したり何なり、少しでも還元していただければいいんじゃないかなと私なりに自分で考えていることです。

あと、先ほどの荒木さんのお話ですが、調査項目の墓地の部分について、私も父が亡くなったので、お墓は津波が来たところなのでめちゃくちゃなのですが、亡くなってしまったので直さなければいけないと考えておりますが、今後、うちの母もどうあるべきか。双葉町が固まってどこかまとまって作るかどうかということをお聞きしてきてほしいということは聞いたんです。高齢でもあるし、自動車で行けない場所なんです。歩いていくとなるとお参りにも行けない状態であるので、双葉町が、浜野、両竹だとは思いますが、町のほうで固まって作るような場所があるのか。それとも自分たちだけで住んでいるところに買ったほうがいいのか、そういう面で11月の計画案を見て、今後、墓地というのはみんな悩んでいるみたいなので、家は何とか建てられるけれど、墓地はご先祖様もありまして、その土を持って行って、利用することができないということをお聞きしたので、お骨のままでお線香をあげているのでありますが、やはり墓地のことが心配で、何とか早めに計画案を見せていただければ皆さんも考えるのではないかなと思いますので、よろしく願いたします。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。避難ビルという要望もございました。非常にいい提案ですが、例えば沿岸区域の利用者の方の避難というものを、防災林、それから復興祈念公園の中にそういう施設等のお考えはどうかというものが1点。あと、墓地の再建も早めてほしいというご要望でありますが、町のほうでいかがですか。

【事務局 駒田 義誌】

平岩委員からご指摘いただいた点についてお答え申し上げます。まず、避難指示解除の時期については、それは復興まちづくり計画第1次の中ではっきりと、浜野、両竹を他の地区と一体として扱うということはお話しておりますし、これは区域見直しのときにも国に要望しておりますので、そこがまず前提です。除染を進めたから、すなわちすぐ解除になるというものではありませんので、ここの扱いというのは町として引き続きしっかり国に言っていかなければいけないと思っています。

復興祈念公園の中に避難ビルみたいなものを建てるかどうかというところについて、それももちろんあり得ると思います。ただ、公園の景観を見たときにそこだけビルがあるのがいいのかという議論もまたあると思います。その意味では、隣に復興産業拠点があれば、今この中には例えばアーカイブセンター、原発事故の資料館のようなものを誘致していきたいと思っていますので、そういったものである程度高さの高い建物ができるのであれば、外階段をつければ、閉館中でも上がれたりという余地がありますので、そういったものを広く考えて、どこかに逃げる場所が欲しいというご意見だとお伺いしますので、そこはABCのどこにするのかということも含めて、どこかにそういうものが必要だという問題意識は当然持っています。

墓地については、意向調査をさせていただいて、その中で皆さんのご意向が、町内でというご意向がどこまであるのかということも把握した上で、町全体の長期ビジョンの中でも、共同墓地の整備というのは早い段階の取り組みとしてうたっていますので、そこは考えていくべき部分かなと思っています。何か補足がありましたら住民生活課長から、先ほどのゲートの話も含め

てお願いできればと思います。

【松本 信英 住民生活課長】

住民生活課長の松本です。ゲートの関係は、帰還困難区域と避難（指示）解除準備区域の区切りということで、そこはゲートをつけさせてもらっています。簡単に出入りできないように、それは限られた方、要は両竹の方、浜野の方ということで分けさせていただいております。

墓地の点でございますが、自分としての考えは、やはり共同墓地にしたらいいいというのは、わかります。確かに高齢者の方もなかなか足が不自由ということで入りづらい面もありますので、道路に面したところも私なりの考えではあるのですが、それも1カ所ではなくて、北と南に1ヶ所ずつとか、東西南北にそれぞれ4カ所という感じもいいのかと思っています。今後、意向調査もあるようですので、それで皆さんのご意見をお聞きしながら検討していかなければいけないと思っています。以上です。

【長林 久夫 委員長】

よろしいですか。はい、どうぞ。

【平岩 節子 委員】

ゲートは、緊急事態のときだけで、普段は準備区域と分かれているのはわかりますので、もし地震があってまたあのようになったらという感じで質問したので、緊急事態のときは何か対策を考えているのかという質問だったのです。普段、通れないのは、もちろん区域が異なっているからだとわかっておりますので、緊急事態のときだけ何か方法はないのかなというのが、初めて区域が分かれたときに、もし津波があったらどうするのかということが、私がドキドキしたところなんです。ちょうど両竹と中田の境目のところに実家の土地があったものですから、緊急事態のときはどうするのかと常日ごろ、私は、そこは思っていたので。

【長林 久夫 委員長】

はい。お願いします。

【松本 信英 住民生活課長】

町ではAL SOKという民間の警備会社のほうに毎日警備は委託しております。それで、例えばそういう緊急事態で津波の警報が出た、注意報が出たという場合は、お願いしている時間帯であれば、午前8時から午後6時までの間であれば、警備の車両が2台、常時出ておりますので、それに連絡が取れると思いますが、ただ、夜間はもちろん一時立ち入りされている方は誰もいらっしやらないと思いますので、それは大丈夫だと思っています。

【平岩 節子 委員】

どこに連絡すれば警備の方がいらっしやるのですか。

【松本 信英 住民生活課長】

緊急時であれば、我々のほうから連絡はもちろんします。

【平岩 節子 委員】

そういうときは大丈夫ということですか。

【松本 信英 住民生活課長】

大丈夫だと思います。

【平岩 節子 委員】

わかりました。

【久米田 武雄 委員】

緊急じゃないときについても、新たに考えるべきだと思う。寺内のところにゲートの監視している人がついたでしょう。浜野へ下るほうも監視つきで、何のために監視をつけているのか。ゲートを上げるためについているんでしょう。

【松本 信英 住民生活課長】

そうです。

【久米田 武雄 委員】

だから、わざわざ浪江のほうから回らなくても、寺内前から入るように考えるべきだと思うよ。無駄だと思うよ。

【松本 信英 住民生活課長】

最近のゲートの管理状況は、国道6号線の自由化によりまして一時帰宅で入れる、公益立入で入れるというゲートをなるべく閉鎖を多めにして、人の配置を逆に少なくしています。そこで、利用の多いところといいますか、入りやすい、そこであれば北にでも南にでも、というような入

り口を設定してそこは人的な。

【久米田 武雄 委員】

1人、2人ならばどうのこうのということで、うまくないのではないか。人が多ければできる、人数が少なければできない。そんな考えでは困ると思うよ。これから、検討してもらいたいですね。橋もいるし。6号線を通っても、放射線が低いわけではないから。三ノ宮を通ってくるわけだし、緊急のときにしか開けないというのは、今言ったとおり、津波でもあったときに困るし、通れるように検討してください。

【松本 信英 住民生活課長】

よく内容を検討します。

【久米田 武雄 委員】

何の抵抗もないと思うよ。今、ゲートの監視員がついているんだから。

【平岩 節子 委員】

ついてんの。

【久米田 武雄 委員】

ついてんだと。6号線通れるようになってから。

【吉田 正志 委員】

それだったら、浪江と双葉のところも。

【平岩 節子 委員】

私達は浪江町を通過してきて、請戸の津波のところを見ないようにして通過してきているのです。

【久米田 武雄 委員】

今、請戸でダンプがすごいんです。ゴミがボンボンと。そこの中を通過して一時帰宅しているのです。マスクして。すれ違うとき、道路も狭いから、すごく危険を感じます。そういうのも考えると、三ノ宮のほうから入らせてもらえればありがたいと思っているので検討してください。駄目ならしょうがない。

【長林 久夫 委員長】

地元の方のご要望もありますので。

【松本 信英 住民生活課長】

分かりました。私どもも現場よく確認しながら検討します。

【吉田 正志 委員】

それにプラスして、同じ避難指示解除準備区域でも双葉と浪江の境界もバリケードなんです。あれも何とかしてほしいですね。避難指示解除準備区域として多分町が違うからやっているのかどうなのか分からないですが。

【松本 信英 住民生活課長】

浪江で設置しているものだと思います。

【吉田 正志 委員】

浪江は浪江で設置していると思うのですが、それを逆に言ってもらえないですか。

【松本 信英 住民生活課長】

そういうことですね。確認してみます。了解しました。

【平岩 節子 委員】

時間がかかるんですものね。ゲートを入れたり。

【長林 久夫 委員長】

話は計画の方に戻してもよろしいですか。

それでは久米田さん、この計画案につきまして、課題やご意見ありましたらお願いいたします。

【久米田 武雄 委員】

正直言って、浜野、両竹、どうしたらいいのかと常日ごろ考えているのですが、私個人としてはなかなかいい案が出てこないんですよ。それで、今日、会議でこの資料を見させていただきまして、今まで双葉町は何やっているんだという感じがしていたのですが、これだけの復興計画ができていいのかと。これを見まして感動しました。それで、こんな立派な計画を立てていただいたので、極力スピードのある実行を実現されることを望んでいます。

太陽光が駄目であれば、第2の案といっても私の頭では考えがつかないので、いろいろな経験のある人からアドバイスをもらって第2の案を検討していただければありがたいなと思っているところであります。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。久米田さんがおっしゃるように、前は7ページにあるような土地利用計画ではなくて、どちらかというと全体が再生可能エネルギーのところで終始していたところで、だいぶ具体的にご検討いただいたということでございます。特に復興インターチェンジから浜のほうに出てくる復興シンボル軸、基幹道路と書いてありますが、こういうものの早期実現が図れれば、産業の集積や公園というものの可能性は非常に出てくるのではないかと考えております。

8ページあたりまではよろしいでしょうか。あとおめくりいただいて、課題について論議していただきたいと思っております。

10ページにつきましては、絵柄ができて初めてこのような今後の予定が立てられたということで、これも初めてお示しされたと思っております。ようやくはるか遠い目標であったものが、ある程度、現実味をおびてくるということで、これは今後の進行に従って作成されるということで、こういう目安を出していただいたというのは非常にありがたいと思っております。

それでは、課題のところ、まだ具体にあるかと思っておりますが、いかがですか。何かご意見あったら。全般を振り返ってでも結構でございますが、あればお願いいたします。

【久米田 武雄 委員】

この項目ですが、いろいろありますが、何年ごろに完成とか、そういうことを周知されてもらえれば結構です。

【長林 久夫 委員長】

そうですね。わかりました。今、久米田委員から、10ページの今後の予定についてのご質問がございました。具体的にはこの計画を示して、県に提示して、おそらく堤防、海岸防災林が始まってくると思っております。それと同時に、復興拠点とか下水道の関連、これをもう1回ご説明いただけますでしょうか。

【事務局 駒田 義誌】

事務局からご説明します。10ページをお開きいただければと思っております。今、久米田委員からご指摘いただいた何年ごろに何ができるのかというところを言える部分と言えない部分がございます。少なくとも今わかっているものにつきましては、環境省による直轄除染につきましては28年3月が目標になっています。

海岸堤防、これは福島県による整備になりますが、海岸堤防の整備は、双葉海岸については平成30年が目標となっています。

今、中浜地区を中心に土地利用になっている海岸防災林については、これも県の事業になりますが、県のほうでは平成32年の整備を目標にしています。

その他の事業については、まさにこれから来年度、調査をして、その上で具体的な計画を立てていくということになりますので、今の現時点でいつがゴールかというのはなかなか見通せてないというか、来年度、詳細に検討させていただきたいと思っております。

太陽光につきましては、課題でも申し上げましたとおり、いろいろと周辺情勢、買い取りができるのかどうかという議論もありますが、買い取りの価格が来年度以降どうなるのかというのが見えていないところでもありますので、地域の皆様のご理解が得られれば、できれば早く合意形成ができるとそれなりに太陽光発電についても事業が進むということがありますので、そういった点も踏まえて、全体の事業と計画案について地域の皆様のご理解を得たいと思っております。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。こういう状況でございますが、よろしいでしょうか。

【久米田 武雄 委員】

30年後に完成では駄目だというね。

【長林 久夫 委員長】

1つは、堤防、防災林、除染の関係の目標が立っておりますので、祈念公園等の目的がございしますが、恐らくこの辺ができてくると復興が始まったという実感が出てくると考えています。ですから、絵に描いた餅ではなくて、ここからスタートだという、そういう意気込みが必要なのではないかと考えています。

その他ありましたらお願いします。それでは、大体ご意見頂戴いたしました。何か言い足りないところはありますか。時間はございますので、ご意見いただければと思ったのですが。

【久米田 武雄 委員】

インフラの見込みはどのようなのですか。

【長林 久夫 委員長】

インフラといいますと、水道とか、下水道とか。計画の進展に合わせてインフラの整備をやるのですが、インフラの整備の見込みはどうだというお話でございましたが。

【伊澤 史朗 町長】

これはまだ決定ではないのですが、一応、国や関係団体にもお願いしているところなのですが、まず、水の関係ですと、水道企業団で大熊まで大川原地区の除染が終わりまして、水の確保ができています。しかし、大川原から北に関してはすべて帰還困難区域を通ってくるもので、除染をしないとまず水道管の敷設ができないということになるわけです。そういったことから、国のほうには、県道、国道に関して早期の除染をまずお願いしてやっていただく。そういったことで水道管に関しましては 36 線と 288 号線はまたいで、石熊から出ていっていますので、その場所の故障箇所の確認、被害状況の確認をしてもらうとともに、道路の除染と一緒にセットでやってもらうのが一番手っ取り早いだろうということで、国のほうにも先般、復興庁の補佐官、さきの副大臣でしたが、谷さんが来られまして、谷補佐官にはそういったお願いもさせていただいております。環境省の副大臣、福山政務官が来られたときにも除染の早期の徹底ということで強く要望はさせていただいております。また水道企業団のほうにも大熊町だけでなく、双葉も水道企業団の一員なので、双葉の復興に関して水の確保ができないと復興は先ほど話しましたように絵に描いた餅になってしまうと。そういったことで、まず水の確保ということで強く働きかけをして、水道企業団のほうでもそういう動きをしてもらうように要望をしていきたいと思っております。

【長林 久夫 委員長】

よろしいですか。

【久米田 武雄 委員】

要望して、あと何年ぐらいという目途はないですか。

【伊澤 史朗 町長】

まだ予算づけの問題もありますので、いつということのはっきり申し上げることは難しいのですが、私の受けた感触からしますと、復興庁にしても環境省にしてもそういったことに関しては、かなり期待できる状況かなと思います。今まで動かなかったものが、先ほど話がありましたように、さきの根本復興大臣が構想しました大熊・双葉ふるさと復興構想の中にも帰還困難区域であっても、線量の低いところに関しては協議の上、復興拠点にすると、いわゆる除染もインフラも含めてやるという書き方をしておりますので、今までの状況とはだいぶ変わってきたのかなと。そういう感じがしています。

【久米田 武雄 委員】

ついでで申し訳ないけど、国道 6 号を通ると、大熊の夫沢あたりに行くと、7、6、5 ぐらいのところ、線量は上がるよね。あの中くぐって来るのだけど、鉄砲の弾くぐってくるように、ほっかぶりして通ってくるような塩梅なんだけれど、あれはあのままで何も考えてないのですか。

【長林 久夫 委員長】

高線量地域を通ったときの人体の影響等は考慮しているのかというお話ですよ。

【久米田 武雄 委員】

線量の高いところを通ってくるんだけど。

【半澤 浩司 副町長】

国道 6 号の除染のことなので環境省さんコメントいいですか。

【長林 久夫 委員長】

環境省さんお願いします。

【環境省 福島環境再生事務所 若松 佳紀 専門官】

環境省の若松です。国道 6 号が自由化されましたが、事前に環境省で避難指示区域内の 6 号の道路除染を実施しております。ただ、放射線というのはある程度の距離を飛んでいきますので、路面とその周辺の除染は実施したのですが、それだけでは、完全に線量が下がりきるということではなくて、今おっしゃられたとおり、場所によっては 5 マイクロ、6 マイクロ超えてくるような箇所が残っていることも確認しております。

自由通行化の判断は、内閣府の被災者生活支援チームで担当していたのですが、そちらの調査では、少し線量の高いようなところがあっても、実際に自動車で通過する際に人体の浴びる線量

というのは、少ない（自由化された富岡から双葉までで1 μ Sv 以下）といったような結果が出ておりましたので、その結果をもって自由化したと聞いております。

【久米田 武雄 委員】

道路から100m範囲内ぐらいは除染すれば消えるというようなことはないのですか。

【環境省 福島環境再生事務所 若松 佳紀 専門官】

100mというお話でしたが、基本的には線量の影響範囲の除染を実施すれば、低減効果が出る可能性はあると思いますが、そもそも帰還困難区域は線量が非常に高く、除染手法や除染する際の安全確保の課題があることから、通常は除染対象としていない地域となっていますが、環境省としても、6号の自由通行に向けて可能な範囲での最大限の対応ということで、路面と、高線量地域の道路脇の法面を対象として除染を実施しました。

また、100mというのと相当宅地や農地が含まれることとなりますので、相当除染の準備にも時間がかかってしまいます。今回、県や周辺の自治体さんから地域の復興を進めるために早い段階での6号の自由化というものが求められておりましたので、速やかに実施できる方法での除染となりました。また、実際に自動車で通過した際の調査結果で、人体への健康被害をほぼ考えなくてもいいぐらい小さい被ばく量であると評価されましたので、線量の影響範囲まで広げての対応はしていないということになります。

【久米田 武雄 委員】

安心して通れるように考えてください。通るたびに、怖いですよ。目にも見えないし。

【長林 久夫 委員長】

どうもありがとうございました。そのほかございませんでしょうか。

【平岩 節子 委員】

環境省さんの名前を見て思い出したのですが、私たちの家庭で、病気の人もいたものですから、ちょうど家でいらないもの、津波で全然駄目なものですから、整理整頓ができなくて、環境省さんのほうでプリントありまして、回収するというようなことがありましたよね。それは年に何回かということなのか、毎年やるというようなことなのでしょう。ちょうどたまたま親が、具合が悪かったものですから、そういうこともできなかったし、ほとんど使えないものがあって、もう臭い状態でのすけれども、今後もやっていただけるのかなと思ひまして。

【久米田 武雄 委員】

それは東電じゃないかな。

【長林 久夫 委員長】

それはどちらにお伺いしたらよろしいですか。町のほうでよろしいですか。お願いします。

【松本 信英 住民生活課長】

今、久米田さんから、お話がありましたように、建物の中の片づけごみということで、一応東京電力さんのほうで人的な支援がございまして10人ぐらいの人数で来られて、家の片づけをしてくれると。フレコンバックに入れて、それを今度仮置き場が建設中なので、その手前の仮・仮置き場に11月から運ぶ予定にはなっております。今後、文書もこれからもう1度、津波ガレキの片づけと除染のお知らせということで、後々、区長さんともお話しさせていただきながら、来週には文書を出したいと思っています。除染まで含めて、今度公共事業で行うものですから、連絡先と避難先を環境省さんに情報提供を考えております。

【平岩 節子 委員】

それに立ち会わなければいけないのですか。

【松本 信英 住民生活課長】

連絡を取り合ってもらって、今後、除染ということになれば、同意書の作成やいろいろな書類の作り方とか、津波のガレキに関しても収集日とか、東電さんとの話し合いで、いついつ東電さんの作業員が来て集めるということになっております。もし、紙がなければ、来週には文書でまた同じものを入れますので、それで連絡を取ってやっていただきたいと思ひます。以上です。

【平岩 節子 委員】

ありがとうございました。

【菅本 洋 副委員長】

そのことについてですが、私は実際にやってもらいました。東京電力の東電サポートセンターというところがあるのです。ここに電話しますと、自分たちの要望に応じてくれます。何月何日にやりたいのだけれどもということで。ただ、その中で財物関係ありますよね。皆さんの大事な

ものが結構あると思うのです。それが持ち出しできないとか何とかという場合には、それは全部写真を撮って、それを今度賠償してもらおうということになるかと思います。私も全部きれいに中を、津波でそのままになっていたものですからすごかったです。押し入れにあるものから床に置いてあったものがみんな屋根裏まで吹っ飛んだんですよ。それを全部引っ張り出しまして、その中で全部1個1個大事なものは、東電さんの社員が、そのときは13名でしたか、来ていただきました。それは全部、これは要らない、これは必要だということで全部振り分けまして。

【平岩 節子 委員】

手作業ですか。

【菅本 洋 副委員長】

手作業です。ですから、必要だと思うものはみんな東電さんで持ってきますから。脚立とか、のこぎりとか。例えば切らなくては仕方がないような品物あるでしょう。そういうものは全部引っ張り出しますから。ですから体だけ行って、あと最後の確認だけして全部写真を撮って、結局欲しいんだけど駄目だというものがあるでしょう、放射線で。例えば汚れていて駄目だとかいうものは処分するしかないから。これは使うからどうしても除染して欲しいとか、そういう要望も多分聞いてくれると思います。ですから、そういう心配は別にしなくても、サポートセンターに、役場でも電話番号はわかっていると思います。それは多分できると思います。東電さんと連絡をとって回収業者も私の場合は有限会社佐洋運輸。大熊にある、6号線沿いにある業者さんが来て全部運んでくれました。ということで、その辺は心配ないと思うのですが。私の経験からいくと、そういうことで私はやってもらったものですから。

【久米田 武雄 委員】

つけ加えれば、環境省さんの話ですと、家を解体するのであればごみを出す必要はない。大事なものをさえ取っておけば、全部整理してくれる。

【菅本 洋 副委員長】

どっちみち両竹地区と中野地区、浜野地区ですよ。これは恐らく全部解体になるのではないかと思います。

【平岩 節子 委員】

ゆっくりでもいいから。半分は壁がない状態なんです、実家なんかは。

【菅本 洋 副委員長】

その中で、いろいろな政策を進める上で、一番早くやらなければならないのは、住民の合意だと思うのです。それが進まないこの計画もなかなか進まないという傾向にあると思うのです。そこで、今の復興産業拠点と、それから復興祈念公園、これの申請にあたって、我々もどうしても必要なんだというような、うまく作文を書いてもらって、有利な条件で県のほうにお願いして進めてもらわないと。というのは、結局研究材料というのは一番近くて、一番便利のいいところにあるわけです。福島第一原子力発電所からあそこの復興公園まで車で、5分で行きますから。結局いろんなことやるにしても、時間帯と、時間のロスとか、それから研究材料は山ほどあるわけです。それをやることによって世界がこれから、日本が原子力発電所を輸出するということになった場合、やがてそこからの人員が世界に出ていくわけです。やがて。そういう拠点にさせていただくように、町のほうからもしっかりとしたい文面を作っていただいて、早い時期にこの結論を県の方からいただくためには、我々住民が合意をして、協力していただくということがまず前提だろうと私は思うんです。そのためには、そうなったときに役場さんに、その前でもいいですが、案として先に出していただくというような、検討を国にもひとつよろしくお願ひしたいと。我々のところは、大熊、双葉というのは非常に大変なところで、言うてはおかしいかもしれないけど、特区として認めてもらいたいぐらいの土地なんです。発電所の解体に関しても、一番私が心配なのは、これからの廃炉に向けてどの程度の放射線量が漏れてくるか。それが一番心配です。これまでも言いましたが、環境省はそれをしっかりと監督していただきたい。やる場合には住民にこういうわけでこういうような計画でやりますからということを説明していただきたい。この前みたいに黙って1号機のテントを外して放射線をばらまくような、そういうことでは困る。私もあのときに1日か2日置いたときに、浜野で1.7ありました。そういうことがないように。復興に携わっている人たちも、結局放射線を浴びるわけです。そういうことのないような方向にひとつ監督省庁はしっかりとやっていただきたい。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。菅本副委員長に最後までとめていただいたような感じになりましたが。

だいが議論いただきました。齋藤副委員長は何かございますか。

【齊藤 六郎 副委員長】

私はこの資料を見せてもらったときに、本当に祈念公園が作られるという、そういう新しいことが入った資料でありましたので、これは素晴らしいなという思いで見させていただいたわけです。本当に浜野地区、両竹地区から復興の足音を響かせていただいて、早く双葉町の人々に希望と安心、夢をつないでいただきたいと。一刻も早く復興に向けてやっていただきたいとお願いしたいと思います。以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。まさに今町がご提案された内容で、復興祈念公園も入った、それから産業拠点となるような拠点が盛られているということで、委員の皆さんからご意見を頂戴いただきましたが、この小委員会としてはこの方向で進めていただくということでよろしいでしょうか。また、これをお認めいただいたら、住民の方々に提示してまたご意見を頂戴するという形になるうかと思えます。まずその方向性をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

【久米田 武雄 委員】

やっぱり私個人だけでは。

【長林 久夫 委員長】

最終的には各住民の合意を得て進めるということですが、この委員会の中でいただいたご意見は、今、お示しされた素案のところで本日の意見を踏まえて、次の段階では中間報告として、とりまとめたいということがございます。また次回ございますので、それを踏まえて、住民にご意見を頂戴するという形になります。

それでは、これを主体にして、本日いただいたご意見を踏まえまして中間の報告のとりまとめをお願いしたいと思えますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、事務局の案を基本にしまして、本日のご意見を踏まえて中間報告の案を作成するように指示したいと思います。そして、皆さんにこの点につきましてはご配布させていただくということがございます。

また、中間の報告の案ができましたら、ご覧いただいて、内容にご意見がありましたら、あらかじめ事務局にご提示いただくということをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

本日用意いたしました議事は以上で終了でございます。その他でございますが、事務局、連絡事項等がありましたらお願いします。

4. 閉会

【事務局 細澤 界】

お疲れさまでございます。では事務局から連絡ということで、次回の日程ですが、皆様方にはお忙しい中、期間がなく申し訳ございませんが、10月28日午後1時から予定しております。委員の皆さん方の意見集約に引き続き、皆さん方のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

【長林 久夫 委員長】

28日ということですが、案はいつごろ委員の先生方にお送りできますか。

【事務局 駒田 義誌】

来週までには、これまでの議論、今日の資料は別になると思えますが、報告書という形にまとめてさせていただいたものをお手元にお配りさせていただきたいと思っています。

【長林 久夫 委員長】

その中にご意見の報告用紙も入れていただけるということでよろしいですね。

ありがとうございました。そういう状況でございますので、また今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

以上で本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

以上

第3回双葉町津波被災地域復興小委員会座席表

(敬称略)

1 日時 平成26年10月10日(金)
13:00~16:00
2 場所 双葉町いわき事務所 2階大会議室

菅本 長林 齊藤
洋 久夫 六郎

課長 駒田 義誌	事務局 (復興推進課)	町長 伊澤 史朗	荒木 茂
課長補佐 細澤 界		副町長 半澤 浩司	
主任主査 橋本 靖治			
副主査 山下 明弘	事務局 (復興推進課)	総括参事 武内 裕美	吉田 正志
主事 西牧 孝幸		総務課長 船来 丈夫	
支援員 米山 治介			
支援員 山中 啓稔	産業建設課長 猪狩 浩		
支援員 由波 大樹	事務局	住民生活課長 松本 信英	
支援員 小山 勲			

久米田 武雄	復興庁 石川 義浩 参事官補佐
	復興庁 福島復興局 仙波 靖 参事官
	復興庁 福島復興局 堀川 昌昭 参事官
平岩 節子	復興庁 福島復興局 須田 亨 参事官補佐
	環境省 福島環境再生事務所 谷岡 淳也 専門官
	環境省 福島環境再生事務所 若松 佳紀 専門官
	福島県 まちづくり推進課 鈴木 勝徳 主幹
	福島県 避難地域復興課 駐在員 熊坂 雅彦 副課長(双葉町担当)
	福島県 相双建設事務所 企画調査課 芳賀 英幸 課長
	福島県 相双建設事務所 企画調査課 菊地 和良 係長
	福島県 相双建設事務所 企画調査課 榎 敦司 主任主査
	福島県 相双農林事務所 指導調整課 齋藤 芳弘 主任主査